



～災害時の迅速なり災証明書の交付が可能に！～

福生市・羽村市・瑞穂町と福生消防署が災害時における「り災証明書」の交付等に関する協定を締結します

被災者台帳の作成、火災調査のために必要な情報を自治体と消防署が互いに共有することで、自治体が遅滞なくり災証明書を交付し、被災者の早期の生活再建に貢献することを目的に、福生消防署と管内二市一町（福生市、羽村市、瑞穂町）との間で、災害時における「り災証明書」の交付等に関する協定を締結します。

■平時の「り災証明書」の交付と災害時の「り災証明書」の交付

平時に火災が発生した際には、消防法第31条に基づき、消防署長が交付しています。

一方、災害時には、災害対策基本法第90条の2に基づき、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し交付しなければならないとされています。

■災害時のこれまでの課題

消防署

火災調査に必要な被害住家の世帯主や家族構成、住家面積、住家構造（準耐火など）などの情報を把握する必要があるが、自治体が把握しており、消防署は情報を持っていない。

自治体

被災者台帳の作成に必要な情報（大規模火災の原因等）を迅速、的確に把握する必要があるが、消防署の火災調査と比較し、被害情報の収集に時間を要する。

必要な情報を双方で共有することで、より迅速なり災証明書の交付が可能となる。

■協定締結式（福生消防署と二市一町合同）

【日時】3月18日（火）午後3時30分～4時30分

【場所】福生消防署

【問合せ】防災危機管理課 TEL042-551-1638